施設カルテ

番号 (5)-1-2 名称 木ノ下児童センターみらい館新館 分類 子育て支援施設

【施設概要】

所 在 地	青葉二丁目50)番地72				
所 管 課	保健こども調	1				
設置根拠法令	おいらせ町立	. 児童館条	例		1	
管理運営形態	指定管理	指定管理	理者名 シダ	ックス大新東ヒューマンサービス㈱	THEE!	I HAVE
土地	所有形態	町	敷地面积	漬 1,405 ㎡	360#	W 101
	所有形態	町	延床面積	漬 599 ㎡		THE REAL PROPERTY.
	築年月	Н 28	年 11	月 2016 年		
	法定耐用年数	30 年	経過年数	数 7 年		
建物	構造 鉄骨造	i				
	地上	2 階 避	整難所指定	指定なし	アスベスト対応	無し
	地下 -	- 階 P	CB対応	無し	バリアフリー対応	非対応
	収容人員	160	人貸出	可能単位数	単位	

【利用状況】

×	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	29, 306	29, 697	22, 238	26, 789	28, 267
年間開館日数(E	3)	292	290	294	292	293
利用単位数(単位)						
開館日あたり平均利用	用人数(人/日)	100	102	76	92	96
稼働率(%)						

【経費状況】 (単位:千円)

	区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	施設使用料		0	0	0	0	0
収	コピー機・公衆	電話・自動販売機	0	0	0	0	0
入	その他		158	134	0	0	0
	合計		158	134	0	0	0
	光熱水費		1, 097	1, 109	0	0	0
	修繕費		569	138	0	0	37
支	委託料		449	568	0	0	0
	指定管理料	4	0	0	31, 680	31, 680	31, 795
	工事費		0	0	0	0	0
	その他		20, 946	20, 826	465	0	0
	合計		23, 061	22, 641	32, 145	31, 680	31, 832
	収	支	△ 22,903	△ 22,507	△ 32, 145	△ 31,680	△ 31,832

【コスト状況】

X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり	(円/人)	782	758	1, 445	1, 183	1, 126
床面積あたり	(円/m²)	38, 235	37, 574	53, 664	52, 888	53, 142
開館日あたり	(円/日)	78, 435	77, 610	109, 337	108, 493	108, 642
人口あたり(円	3/人)	902	890	1, 275	1, 253	1, 257

【施設の状態】

屋根屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチコンセント	分電盤 受変電盤	外構
В	В	В	В	A	A	A	A	A	A	В

劣化状況の概要

期間設定

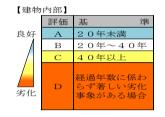
の考え方

と考えられる。

のライフサイクルコスト」等を参酌した。

ほぼ、良好と思われるが公共建築物調査の指摘事項にもある通り、排煙窓の開閉不良と非常灯の点灯不良 に関しては、修繕が必要と思われる。その他については、使用に支障が無いと思われるため経過観察とす る。

【評価	基準】	
	評価	基準
良好	Α	・概ね良好な状態。
	В	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく 経過観察でよい状態。・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい 状態。
	С	 ・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする 修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な 状態。
劣化	D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。



【施設管理の基本的な方針】									
役 割 機 能 重要性	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また、情操を豊かにするとともに、児童の 健全育成を図ることを目的に設置した施設である。								
管理方針	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 長寿命化 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を 図る。								
方針の 考え方	平成28年度に建設した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。このため、法定耐用年数を迎えた際の改築費用233,555千円と、使用目標年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用21,900千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。 【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和13年度以後に、屋根・外壁塗装などを順次実施予定。								
法定耐用年									
計画期間	65 年 (平成 29 年度から 令和 63 年度まで)								
#088=0. c	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から35年程度は長寿命化が可能								

※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物

【工事履歴・計画】

対策時期	対策内容	概算額(千円)	備考
	刈泉内台		
令和13年度 (2031)	屋根・外壁塗装	7, 300	部位・部材の修繕周期(15年)に 伴う劣化対策
令和28年度 (2046)	屋根・外壁塗装	7, 300	部位・部材の修繕周期(15年)に 伴う劣化対策
令和43年度 (2061)	屋根・外壁塗装	7, 300	部位・部材の修繕周期(15年)に 伴う劣化対策
	合 計	21, 900	

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上と なっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。